

重要事項説明書（ペット保険 2020）

—契約概要—

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款・特約」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当社までお問合せください。

①商品(主契約)のしくみ

(1)商品の名称： ペット保険 2020

(2)保険商品の特徴:この保険は、家庭で飼育されている犬または猫が、病気やケガで所定の手術・入院・通院をしたときに、限度額・限度数の範囲内で治療費の一定割合を補償する保険です（一部のプランは通院の補償を除きます）。

②補償内容

補償の開始日以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に日本国内の動物病院等で獣医師の治療を受け、被保険者がその治療費用を支出したとき、次の保険金をお支払いします。

【通院つき 70%プラン・通院つき 50%プラン】手術保険金・入院保険金・通院保険金

【手術・入院プラン】手術保険金・入院保険金

保険金の種類	支払事由(保険金をお支払いする場合)	支払金額
手術保険金	動物病院等で獣医師による手術を受けたとき	実際に負担した手術費用に補償割合を乗じた額
入院保険金	動物病院等に入院し、獣医師の治療を受けたとき	入院により、実際に負担した治療費用に補償割合を乗じた額
通院保険金	動物病院等に通院し、獣医師の治療を受けたとき	通院により、実際に負担した治療費用に補償割合を乗じた額

- ・ 手術保険金・入院保険金・通院保険金にはそれぞれお支払の限度があります。⑥「引受条件」をご確認ください。
- ・ 動物病院等に支払う費用でも、補償の対象とならない治療費用もあります。

【治療費用に含まれない主な費用】

- 交配・妊娠・出産・早産・帝王切開・流産および人工流産
- 歯石除去費用および乳歯遺残、不正咬合
- 去勢、避妊および不妊治療
- 停留睪丸、臍ヘルニア
- 肛門腺除去、肛門囊絞り等
- 健康体に施す外科的手術やその他の医療・検査処置
- 断耳、断尾、声帯除去および美容整形など傷病の治療を目的としない手術
- 爪切り(狼爪の除去を含みます)

- マイクロチップ装着費用
- 疾病予防のための薬物投与・注射、検査等(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等)
- 健康診断
- 漢方、ホメオパシー、オゾン療法、温泉療法、免疫療法、減感作療法、リハビリテーション、再生医療等の代替的処置等(鍼灸を除きます)
- 食物、療法食、サプリメント等の健康食品、獣医師が処方する医薬品以外のもの
(入院中の食事については保険金のお支払い対象となります)
- 持ち帰りのシャンプー剤(薬用・医薬品のシャンプー剤を含みます)・イヤークリーナー
- 診断書等書類作成費用
- 往診費用、夜間休日等時間外診療費用
- カウンセリング費用
- 治療を伴わない薬剤等の購入・受取のみの通院費用等
- 安楽死、遺体処置費用、葬儀費用等

●保険金を削減してお支払する場合には、次のような場合があります。(抜粋)

・各保険金について、第三者から支払われた賠償金がある場合、実際に負担した治療費用から賠償金の金額を差し引いて保険金額を計算します。

・すでに存在していた身体の障害または疾病の影響によって傷病の程度が加重されたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してお支払いします。

※注意喚起情報の⑤「保険金が支払われない主な場合」もご確認ください。

詳細については、「普通保険約款・特約」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当社までお問合せください。

③補償開始時期

	初年度の契約時	更新時
ケガの場合	契約日から補償開始	更新日から補償開始
病気の場合	契約日を含めて 30 日経過後(31 日目)から補償開始	

④付帯できる主な特約及びその概要

この保険に付帯できる主な特約は次のとおりです。詳細については、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

●通院保険金不担保特約:

通院保険金を除外する目的で普通保険約款が適用される主たる契約に付帯します。

●ペット賠償責任担保特約:

ペットの日本国内における行為に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払うものです。

●特定疾病不担保特約:

補償の対象となるペットについて、特定の疾病の治療費用を不担保とすることを条件に保険契約を引受けるときに付帯します。

●特定部位不担保特約:

補償の対象となるペットについて、特定の部位の治療費用を不担保とすることを条件に保険契約を引受けるときに付帯します。

●新クレジットカードによる保険料払込に関する特約:

保険料をクレジットカードにより払込む場合に付帯します。

●保険証券等の不発行に関する特約(MG用):

この保険契約に自動付帯される特約で保険証券は発行いたしません。ご契約内容は当社ホームページ上のマイページにてご確認ください。

●通信販売に関する特約:

通信手段(インターネットや郵送等)の利用により、保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

⑤保険期間と更新時の取扱い

保険期間は1年間です。保険期間の満了日の1ヵ月前までに更新を希望されない旨の意思表示がなく、更新後契約の保険料が払込まれた場合、満了日の翌日に保険契約は更新されます。

※更新の取扱いについては「注意喚起情報」をご確認ください。

⑥引受条件

お支払い保険金には、プランごとに下表のとおり制限があります。

主契約・特約	種類	補償割合	1日(回)あたりの支払限度額	年間支払限度日数(回数)
通院つき 70% プラン	手術	70%	15 万円	3 回
	入院		15,000 円	25 日
	通院		15,000 円	22 日
通院つき 50% プラン	手術	50%	12 万円	3 回
	入院		12,000 円	25 日
	通院		12,000 円	22 日
手術・入院 プラン	手術	90%	50 万円	3 回
	入院		25,000 円	25 日
ペット賠償責任担保特約 (任意付帯)		1 事故の支払限度額 300 万円(免責金額 1,000 円)		

⑦保険料及び保険料払込に関する事項

●保険料

- ・ 保険料は、補償の対象となるペットについて、年齢および品種による区分別に定められています。更新後の保険料は、更新日時点のペットの年齢、品種区分および保険料率を適用します。

●保険料払込

- ・ 保険料の払込方法には年払と月払があり、払込期間は保険期間と同一です。
- ・ 保険料の主な払込経路は、クレジットカード払・口座振替などになります。

- ・ 保険期間中の保険料の増額については、注意喚起情報⑩「保険期間中の保険料の増額または保険金の削減」をご確認ください。

⑧配当金および解約返戻金に関する事項

- ・ 契約者配当:この保険契約に対する契約者配当はありません。
- ・ 保険期間中に契約の解約をご希望の場合は、当社にお申出ください。解約に際しての返戻金は、保険料払込方法によって、次の通りとなります。

保険料払込方法	解約時の返戻金
年払	次の通り計算した金額を保険契約者に支払います 返還する保険料の金額＝年払保険料×(1－既経過期間に対応する解約係数)
月払	返戻金はありません

解約係数表(経過期間につき1ヵ月未満の端日数がある場合は、切り上げて1ヵ月単位とします。)												
経過期間	1ヵ月まで	2ヵ月まで	3ヵ月まで	4ヵ月まで	5ヵ月まで	6ヵ月まで	7ヵ月まで	8ヵ月まで	9ヵ月まで	10ヵ月まで	11ヵ月まで	12ヵ月まで
解約係数	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

※苦情・相談の連絡先については「注意喚起情報」をご参照ください。

R111912423

重要事項説明書（ペット保険 2020）

—注意喚起情報—

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に、「保険金が支払われない主な場合」など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。なお、既にご加入のご契約を解約して、新たなご契約のお申込みをされる場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますのでご注意ください。この「注意喚起情報」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款・特約」をご確認ください。また、ご不明な点については当社までお問合せください。

①クーリング・オフ

- ・ 申込書を記入していただいた日（インターネット申込みの場合は申込・告知を入力いただいた日）またはこの「重要事項説明書」をご確認いただいた日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回をすることができます。この場合、お申込みいただいた保険料は全額払戻しいたします。
- ・ クーリングオフは、郵便（ハガキ・封書等）により、前述の期間内（8日以内の消印有効）に、当社までお申出ください。郵便には、クーリングオフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、ご契約者の住所・電話番号、契約の申込日、ペットのお名前、募集代理店（当社直扱除く）、保険料返金用口座（ご契約者本人名義）をご記入ください。
- ・ クーリングオフは、募集代理店では受付できませんのでご注意ください。

【書面の郵送先】

〒791-8013 愛媛県松山市山越5丁目5番地2 TS 愛光ビル 2F
楽天少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

②告知義務

① 告知義務について

保険契約者及び被保険者には、補償の対象となるペットの健康状態などについて告知をしていただく義務があります。保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に補償しあう制度です。ご契約にあたっては、ペットの飼育の目的や現在の健康状態、過去の傷病歴、先天性異常、ワクチン接種状況、同一ペットを対象とする他のペット保険等（以下、「他の保険契約」）の契約状況等について申込書および告知書等（インターネット申込みの場合は申込・告知を入力いただく画面）で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。告知いただいた内容によって、引受の可否を判断いたします。また、ご契約後に、他の契約を締結または変更するときはあらかじめ、他の契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申出て、承認を請求しなければなりません。

② 告知受領権について

告知受領権は当社が有しています。代理店には告知受領権がなく、代理店に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

③ お申込内容の確認について

告知書の内容だけではお引受けの可否の判断ができない場合、補償の対象となるペットについての健康診断書をご提出いただくことがあります。

④ 傷病歴があるペットでもお引受け可能な場合について

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、補償の対象となるペットの健康状態すなわちお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特定の傷病または特定の部位の治療費用を不担保とすることを条件にお引受けすることがあります。

⑤ 正しく告知されないことのデメリットについて

告知いただく事柄は、申込書および告知書(インターネット申込みの場合は申込・告知を入力いただく画面)に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。更新前契約において告知義務違反による解除の理由があるときには、当社は、更新契約を解除することがあります。

③通知義務

保険契約者または被保険者は、次のいずれかが発生した場合には、遅延なく当社までご連絡ください。ご連絡のない場合は支払事由が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。

①ペットが死亡した場合 ②住所、連絡先、姓の変更 ③契約者の変更 ④ペットを他人に譲渡した場合 ⑤ペットの用途や飼育の目的を変更した場合 ⑥他社と重複契約を締結または変更する場合

④責任開始期

当社所定の申込期日(毎月 20 日)までに当社が申込みを受理し、かつ適用保険料が申込期日の属する月の翌月末日までに払込まれた場合、申込期日の属する月の翌月 1 日が契約日となり補償が開始されます。ただし疾病による支払事由については、契約日より起算して 30 日間の免責期間が満了する日の翌日の午前 0 時から補償が開始します。

①申込日が毎月 1 日～20 日となる場合、契約日は翌月 1 日となります。

②申込日が毎月 21 日～末日となる場合、契約日は翌々月 1 日となります。

⑤保険金が支払われない主な場合

次の①～⑩に該当する場合、当社は保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は「普通保険約款・特約」にてご確認ください。

① 保険金の支払事由に該当しない場合

② 原因となる傷病が当社の保険責任の開始前に生じている場合

③ 保険金を不法に取得する目的によるものとして、ご契約が無効とされた場合

④ 詐欺・強迫によるものとして、ご契約が取消された場合

- ⑤ 保険金を詐取する目的で事故を招いたとき等、ご契約の継続を困難とする重大な事由が発生し契約が解除された場合
- ⑥ 告知義務違反によって、ご契約が解除された場合
- ⑦ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合
- ⑧ 日本国外での治療の場合
- ⑨ 次の事由が起因となり生じた疾病・傷害の場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人による故意または重大な過失
 - 保険契約者または被保険者の脳疾患、精神障害または心神喪失に起因する事故
 - 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常に運転ができない恐れがある状態で運転している間に生じた事故
 - 保険契約者、被保険者または保険金受取人が補償の対象となるペットに対して、給餌、給水といった、社会通念上当然行うべき基本的な健康・衛生管理を怠ったことが原因で生じた傷害または疾病
 - 地震、噴火または津波、戦争、外国の武力行使、革命等
- ⑩ 次の傷病の場合。ただし、狂犬病以外は、獣医師の指導によって予防ワクチン接種等の有効な予防措置が講じられている場合、保険金をお支払いします。
- 犬パルボウイルス感染症 ● ジステンバー感染症 ● 犬パラインフルエンザ感染症 ● 犬伝染性肝炎
 - アデノウイルス2型感染症 ● 犬コロナウイルス感染症 ● レプトスピラ感染症黄疸型 ● レプトスピラ感染症カニコラ型 ● フィラリア症 ● 猫汎白血球減少症 ● 猫カリシウイルス感染症 ● 猫ウイルス性鼻気管炎 ● 猫白血病ウイルス感染症 ● ノミ・マダニ感染症 ● 狂犬病

○ペット賠償責任保険金を支払わない主な場合

以下に該当する場合、当社はペット賠償責任保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は「普通保険約款・特約」にてご確認ください。

- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊についての賠償責任

⑥保険料の払込猶予期間の取扱い

保険料は払込期日までに払込みください。払込期日までに保険料の払込みがない場合には、その払込期日後に生じた事故や発病した疾病による損害に対しては、保険金をお支払いできない場合があります。初回保険料の払込方法(経路)が口座振替の場合、払込期日の翌月末日までに保険料が全額払込まれたときは、当社は払込期日に払込まれたものとして取扱います。第2回目以降の月払保険料の払込猶予期間は払込期日の翌月の末日までです。払込猶予期間内に払込みがないと、ご契約は払込期日の翌々月1日から失効し、失効日以後に保険金の支払事由が発生しても保険金はお支払いしません。

⑦解約と解約返戻金

保険期間中に契約の解約をされる場合は、「普通保険約款・特約」に定めるところにより計算した保険料を返還いたします。解約返戻金は払込まれた保険料の合計額より少ない金額になりますので、解約の際は十分にご注意ください。払込方法が月払の場合の返戻金はありません。

⑧保険会社が経営破たんした場合の取扱い

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

⑨更新時の取扱いについて

- 保険期間の満了日の1ヵ月前までに更新を希望されない旨のお申出がなく、更新後の保険料が払込まれた場合、満了日の翌日を更新日として保険契約は更新されます。この場合、更新日時点の普通保険約款・特約およびペットの品種区分・年齢、保険料率が適用されます。
- 更新を希望されない場合、または更新時の契約内容を変更される場合は、1ヵ月前までに必ず当社へお申出ください。
- 当該更新契約の危険度が全体水準に対して高く、公平性等の観点から更新前と同条件での引受が不相当である場合には、その契約の更新を引受けない、または更新後の契約内容を変更して引受けすることがあります。
- 保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、更新時の保険契約の保険料を増額したり、保険金額を減額したりすることがあります。また、この保険が不採算となったときは保険契約の更新を引受けないことがあります。

⑩保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象発生により、当会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、保険金を削減して支払うことがあります。

⑪補償重複について

ペット保険とペット賠償責任担保特約などの特約について、同様の補償内容の保険契約*が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からも補償されますが、損害の額を超えて保険金等の支払いを受けられるものではありません。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえでお申込みください。

*当社以外の保険契約を含みます。

⑫少額短期保険業者について

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受できる保険契約については、次のような制限があります。

- ① 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下となります。なお、このペット保険は保険期間1年です。
- ② 同一の被保険者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内(ただし、ペット賠償責任に関わる特約は別途1,000万円)です。
- ③ 同一の保険契約者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は10億円以内です。

⑬個人情報の取扱いについて

当社の個人情報の取扱いは以下のとおりです。

(1)個人情報の利用目的

当社は個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的の他に利用することはありません。①各種保険契約の引受、維持管理、保険金等の支払 ②当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ③関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供、契約の維持管理 ④その他保険業務に関連・付随する業務

(2)個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人様の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人様が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社募集代理店を含む）へ委託する場合
- ③再保険の手続きをする場合
- ④ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（「グループ会社・提携企業との共同利用について」は、当社ホームページをご覧ください。）
- ⑦その他法令に根拠がある場合

※当社個人情報の取扱いの詳細は当社ホームページの個人情報保護指針をご確認ください。

<https://www.rakuten-ssi.co.jp/policy/privacy/>

当社との間で問題を解決できない場合には、以下の指定紛争解決機関にご相談いただくことも可能です。
一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝、年末年始の休業日を除く)

【支払時情報交換制度】

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者及び、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

【当社へのご相談・苦情・お問合せ】

引受保険会社 楽天少額短期保険株式会社

TEL 0120-939-851 ※当社委託先が承ります。

<受付時間> 平日 9:00～19:00 土日祝日 9:00～17:00(年末年始を除く)